

航路を制限する船舶の歩路に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
(日本籍船舶用)

改正理由

鋼船規則 C 編及び CS 編に規定する船体構造及び船体艤装に関する要件のうち、航路を制限する船舶に対する要件の適用については、その具体的適用を鋼船規則検査要領 CS1.1.1 にまとめて規定している。しかしながら、鋼船規則 C 編及び CS 編には航路を制限する船舶に関する斟酌規定が一部併記されたままとなっており、これらの船舶に対する規則適用の全体像が判りにくくなっている。

今般、上記を改善すべく関連規定を改めた。また、船舶設備規程第 115 条の 28 の安全通行設備の基準を定める告示の検査心得の一部が改正され、航路を制限するタンカー等の歩路に関する要件が改められたことから、これに整合すべく関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 C 編 23.7 及び CS 編 21.7 並びに同検査要領の歩路に関する規定中、航路を制限する船舶に対する斟酌規定を鋼船規則検査要領 CS1.1.1 に移設した。これに伴い、鋼船規則検査要領 C1.1.1-1.から上記斟酌規定に関する記述を削除した。
- (2) 鋼船規則検査要領 CS1.1.1 中、航路を制限する船舶の歩路に関する斟酌規定を、船舶設備規程第 115 条の 28 の安全通行設備の基準を定める告示及び同検査心得と整合するよう改めた。